

小規模校のメリット・デメリット（例）

	学習面	生活面	学校運営面	その他
メ リ ツ ト	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。	全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。	保護者や地域社会との連携が図りやすい。
	学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	異学年間の縦の交流が生まれやすい。	学校が一体となって活動しやすい。	災害発生等による緊急避難時に混雑が生じにくい。
		児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。	
デ メ リ ツ ト	集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。	クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。	P T A 活動等における保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。
	1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。	集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。	学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。	
	運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。	切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。	一人に複数の校務分掌が集中しやすい。	
	中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。	組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。	
	児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態をとりにくい。		子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。	
	部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。			

※（文部科学省が都道府県・市町村の計画等を参考に作成し、中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会〔第8回：H20.12.2〕で配布した資料より）

学校再編によって見込まれる教育環境への効果について

※（文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」より）

① クラス数の増加による効果

- 児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成が可能となる
- 児童生徒を多様な意見に触れさせることが可能となる
- 新たな人間関係を構築する力を身につけさせることが可能となる
- クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることが可能となる
- 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることが可能となる
- 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることが可能となる
- 部活動などのバリエーションが豊富になる

② 教職員数が増加する効果

- 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が図られる
- 教員個人の力量への依存度が低くなり、教育活動が人事異動や教員数の増減に過度に影響されなくなる
- 児童生徒に対して、多様な価値観に触れさせることが可能となる
- グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることができる
- 教員の校外研修や研究協議会等へ参加が促進され、より質の高い授業を提供することができる
- 教員同士が切磋琢磨する環境が生まれるとともに、指導技術等の相互伝達が期待できる

③ 施設整備を実施する効果（※ 財政的支援の可否については、今後の検討課題）

- 教育のICT化に向けた環境整備が展開できる
- トイレの洋式化及び空調設備の充実が図られる
- ラーニング・コモンズの整備など、児童生徒の興味や関心を引き出す環境づくりが可能となる

小学校の再編整備にあたっての検討事項

《ハード面》

①	通学の安全性・利便性	・ 新たなガードレールや信号機、待機場所・避難場所の必要性 ・ 見通しの良い通学路の確保 ・ 通学路の交通量の分析
②	再編整備後の学校規模	・ 校舎の増築や教室改造等、施設整備の必要性 ・ 運動場、体育館図書館、プール共有施設における適正規模の確認 ・ トイレの洋式化やラーニング・コモンズの整備
③	廃校施設の利活用	・ 生涯学習などの社会教育施設としての活用 ・ 災害対策拠点施設（避難所機能・物資備蓄機能）としての活用 ・ 地域コミュニティ施設としての活用

《ソフト面》

①	ＩＣＴの導入・学力向上	・ コンピュータや電子黒板、プロジェクタ等を活用した学習の効率化 ・ デジタル教材、映像やアニメーション等を活用したわかりやすい授業の実現 ・ 双方型授業、アクティブラーニングの実施 ・ オンライン学習の実施
②	いじめ・不登校対策の充実	・ 専任教員の配置 ・ 配信型授業の導入による学習時間の確保 ・ キャリア教育等の実施（自己肯定感の醸成）

「大阪市立小学校配置の適正化の推進のための指針」に基づく基本的整理

		【城陽中学校下】				【放出中学校下】
		パターン① 【中浜小＋森之宮小】	パターン② 【森之宮小＋鳴野小／ 中浜小＋城東小】	パターン③ 【鳴野小＋ 森之宮小＋中浜小】	パターン④ 【城東小＋ 森之宮小＋中浜小】	今福小 ＋ 放出小
必須要件	適正配置対象校同士の統合を優先すること	○	×	△	△	—
	原則として適正規模(12～24学級)になること	○	○	×	△	○
	必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと	△	○	○	×	○
	通学距離は、原則として2km以内になること	○	○	○	△	○
	通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと	○	△	△	△	○
	適正配置関係校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とすること	○	○	○	×	—